様式１

公共基準点使用承認申請書

　　　　　　　年　　月　　日

枚方市長

申請者　所在地

申請者名

基準点の使用について下記の通り申請します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用目的 |  | | | | | | |
| 使用期間 | 承　認　日　　　～　　　　　　　年　　　月　　　日 | | | | | | |
| 使用する  基準点の名称  及び標識番号 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 使用点数 | 点 | | | | | | |
| 担当者名 | Tel | | | | | | |

※添付書類　：　位置図

様式１－１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公共基準点の使用に係る包括承認申請書  　　年　　月　　日  枚方市長  申請者    　基準点の使用について下記のとおり申請します。  記 | | |
| 使用目的 | |  |
| 使用期間 | | 年　月　日から　　年　月　日まで（１年間） |
| 測量地域 | |  |
| 使用する  基準点 | | 枚方市が測量計画機関として取扱うすべての基準点  （使用時点で基準点として取扱われている点に限る） |
| 測量方法 | |  |
| 申請者 | 名　称 |  |
| 代表者名 |  |
| 担当者名 |  |
| 所在地 | Tel |
| 測量  作業  担当者 | 氏　名 |  |
| 備　考 | | ・承認された場合には、担当者は別添の公共基準点使用報告書を用いて使用後１月以内に関係基準点の状況を報告する。 |

※測量作業担当者の欄は公共基準点使用報告書への記載をもって本欄の記載に代えてもよい。

様式２

公共基準点使用承認書

（あて先）

　　　　　　　　　　　　様

基準点の使用について下記の通り承認します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用目的 |  | | | | | | |
| 使用期間 | 年　　月　　日　　～　　　年　　月　　日（　日間） | | | | | | |
| 使用する  基準点の名称  及び標識番号 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 使用点数 | 点 | | | | | | |
| 承認条件  １．別紙使用条件を遵守すること。  承認番号　都計第　　　号  年　　月　　日  　　　（20　　年）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　枚方市長　　　　　印 | | | | | | | |
| 連絡先 | 枚方市　都市整備部　都市計画課  　　　　　　　　　　　　　　　Tel　072-841-1414 | | | | | | |

|  |  |
| --- | --- |
| 使用条件 | １　公共基準点の使用にあたっては、作業者は立ち入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。  ２　施設内の立ち入りは、日曜祭日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。  ３　作業者は、基準点の使用時においては、公共基準点使用承認書を携帯するか、土地家屋調査士または測量士を証する書類を携帯すること。  ４　使用にあたっては公共基準点の取扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。  ５　基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原型復旧すること。  ６　作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は枚方市に連絡すること。  ７　作業者は、測量標の使用を完了したときは、公共基準点使用報告書を作成し、枚方市に提出すること。  ８　屋上防水面の防護等  （１）学校、マンション等の屋上に設置している基準点を使用する際は、防水面を損傷してはならない。  　なお、屋上で三脚を使用する際は、ブロック3枚を用意しその上に三脚を据えること。  （２）防水面を損傷した場合は、使用者の責任において現状回復、損害賠償等をするものとする。  （３）基準点を使用する際のふたの着脱等については、十分注意をし、その周辺を汚さないようにすること。  ９　疑義の協議  基準点の使用に関し疑義があるときは、本市と協議すること。  ※基準点は現地で亡失している場合があります。 |

別紙

様式２－１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公共基準点使用包括承認書    （あて先）  　　　　　　　　　　　様  　基準点の使用について下記のとおり承認します。  記 | | |
| 使用目的 | |  |
| 使用期間 | | 年　月　日から　　年　月　日まで（１年間） |
| 測量地域 | |  |
| 使用する  基準点 | | 枚方市が測量計画機関として取扱うすべての基準点  （使用時点で基準点として取扱われている点に限る） |
| 測量方法 | |  |
| 測量  作業  担当者 | 氏　名 |  |
| 承認条件  １．別紙使用条件を遵守すること。  ２．公共基準点使用報告書を用いて毎月末日をもって関係基準点の状況を報告すること。  承認番号　都計第　　　号  年　　月　　日  　　　（20　　年）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　枚方市長　　　　　印 | | |
| 連絡先 | | 枚方市　都市整備部　都市計画課  　　　　　　　　　　　　　　　Tel　072-841-1414 |

※測量作業担当者の欄は公共基準点使用報告書への記載をもって本欄の記載に代えてもよい。

別紙

|  |  |
| --- | --- |
| 使用条件 | １　公共基準点の使用にあたっては、作業者は立ち入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。  ２　施設内の立ち入りは、日曜祭日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。  ３　作業者は、基準点の使用時においては、公共基準点使用承認書を携帯するか、土地家屋調査士または測量士を証する書類を携帯すること。  ４　使用にあたっては公共基準点の取扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。  ５　基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原型復旧すること。  ６　作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は枚方市に連絡すること。  ７　作業者は、測量標の使用を完了したときは、公共基準点使用報告書を作成し、枚方市に提出すること。  ８　屋上防水面の防護等  （１）学校、マンション等の屋上に設置している基準点を使用する際は、防水面を損傷してはならない。  　なお、屋上で三脚を使用する際は、ブロック3枚を用意しその上に三脚を据えること。  （２）防水面を損傷した場合は、使用者の責任において現状回復、損害賠償等をするものとする。  （３）基準点を使用する際のふたの着脱等については、十分注意をし、その周辺を汚さないようにすること。  ９　疑義の協議  基準点の使用に関し疑義があるときは、本市と協議すること。  ※基準点は現地で亡失している場合があります。 |

様式３

　　年　　月　　日

枚方市長

　　　　　　　　　　　　　　　　 報告者　　所在地

報告者名

公共基準点使用報告書

公共基準点使用承認を受けた基準点の使用について下記のとおり報告します。

記

１．承認番号（※包括承認の場合は所属団体名を記入）

２．使用した公共基準点

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 使用点名 | 使用年月日 | 使用目的 | 備　　　考 |
|  |  | １・２・３・４ |  |
|  |  | １・２・３・４ |  |
|  |  | １・２・３・４ |  |
|  |  | １・２・３・４ |  |
|  |  | １・２・３・４ |  |
|  |  | １・２・３・４ |  |
|  |  | １・２・３・４ |  |
|  |  | １・２・３・４ |  |
|  |  | １・２・３・４ |  |
|  |  | １・２・３・４ |  |

記入に関する注意事項

※使用目的欄には、次のいずれかに該当する番号を○で囲むこと

１　地積測量図作成のため使用した点

２　点検のために使用した点

３　異状のため使用を断念した点

４　使用しなかった点

※備考欄には、地積測量図に使用した場合は所在地番を、使用を断念した場合はその理由（精度のずれ、滅失等）を記入すること